

業 務 概 要

令 和 4 年 版
(令和3年度実績)

北 海 道 岩 見 沢 児 童 相 談 所

目 次

I	児童相談所の概要	1
1	管内人口等の状況	
2	沿革	
3	組織・機構	
4	地域の現況	
II	児童相談所の業務	5
1	業務内容	
2	業務の流れ	
3	相談の種別と内容	
III	児童相談所業務の現況	8
1	相談受理状況	
2	措置・指導状況	
3	判定実施状況	
4	一時保護状況	
5	里親・里子の状況	
IV	児童相談所の各種事業	19
1	各種巡回相談等事業	
2	ひきこもり等児童福祉対策事業	
3	市町村児童相談体制整備支援事業	
4	児童虐待防止対策推進事業	
V	児童虐待相談の対応状況	21

I 児童相談所の概要

1 管内人口等の状況

岩見沢児童相談所は、空知総合振興局管内 10 市 14 町を所管しています。

管内人口は、昭和 15 年以降米や石炭の増産とともに増加し、昭和 35 年の国勢調査では、824,386 人に達しましたが、この年をピークに、主要産業(石炭産業、米作農業)の衰退、都市への人口流出などにより急激に減少してきました。令和 2 年の国勢調査では 281,964 人となり、平成 22 年の 365,594 人と比較して 10 年間で約 22.9%減少と、減少傾向は続いています。

18 歳未満の児童人口の推移を見ると、平成 22 年の 44,496 人から令和 2 年の 31,625 人に、10 年間で 12871 人(約 30%)減少しています。

人口に占める 18 歳未満の児童の割合(児童人口比率)では、平成 22 年には 13.2%で 7.5 人に 1 人が児童でしたが、令和 2 年には 11.2%と 8.9 人に 1 人が児童という状況になっています。

地域別の児童人口比率(令和 2 年国勢調査による)を見ると、雨竜町 13.7%、新十津川町 13.5%、岩見沢市 12.5%などが高いのに対して、夕張市 7.0%、月形町 6.9%、歌志内市 6.3%などで低くなっています。

(地図)



- ・ 管内総面積 5,791.59 ㎡
- ・ 管内総人口 281,964 人
令和 2 年国勢調査による
- ・ 管内児童人口 31,625 人
(18 歳未満) 令和 2 年国勢調査
児童人口割合による

(国勢調査による人口の推移)

	管内人口	児童人口(18歳未満)	割合	相談受理件数
昭和 45 年	599,006	185,623	31.0	1,839
昭和 55 年	488,632	126,502	25.9	1,339
平成 2 年	420,006	87,879	20.9	1,026
平成 7 年	404,808	73,113	18.1	1,007
平成 12 年	386,657	62,137	16.1	1,183
平成 17 年	365,594	52,909	14.5	937
平成 22 年	※ 336,254	44,496	13.2	950
平成 27 年	308,336	37,489	12.2	992
令和 2 年	281,964	31,625	11.2	978

※ 平成 22 年より幌加内町は上川管内に計上。

2 沿革

○昭和23年1月1日

児童福祉法施行

(都道府県に児童相談所設置を義務づけ)

○昭和23年7月10日

札幌児童相談所(現中央児童相談所)(石狩・空知・後志・渡島・檜山・胆振・日高の各支庁管内を管轄)、旭川児童相談所(上川・留萌・宗谷・網走の各支庁管内を管轄)、帯広児童相談所(十勝・釧路・根室の各支庁管内を管轄)を設置

○昭和29年7月1日

中央児童相談所から岩見沢児童相談所(空知支庁管内を管轄)が分離

〈場所〉岩見沢市6条東9丁目

※昭和24年釧路及び函館、27年北見、39年室蘭、

47年札幌市の各児童相談所設置により、現行の9児童相談所体制に

○昭和52年12月26日

新庁舎へ移転(現在地)

〈場所〉岩見沢市鳩が丘1丁目9番16号

○平成16年4月1日

組織機構改正により、道の組織名としては空知保健福祉事務所児童相談部に

○平成22年4月1日

組織機構改正により、道の組織名としては空知総合振興局保健環境部児童相談室に

幌加内町が旭川児童相談所の所管となり

10市14町所管に

○平成30年11月26日

一時保護所の増築 供用開始

○令和2年4月1日

組織機構改正により、道の組織名としては岩見沢児童相談所に



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。



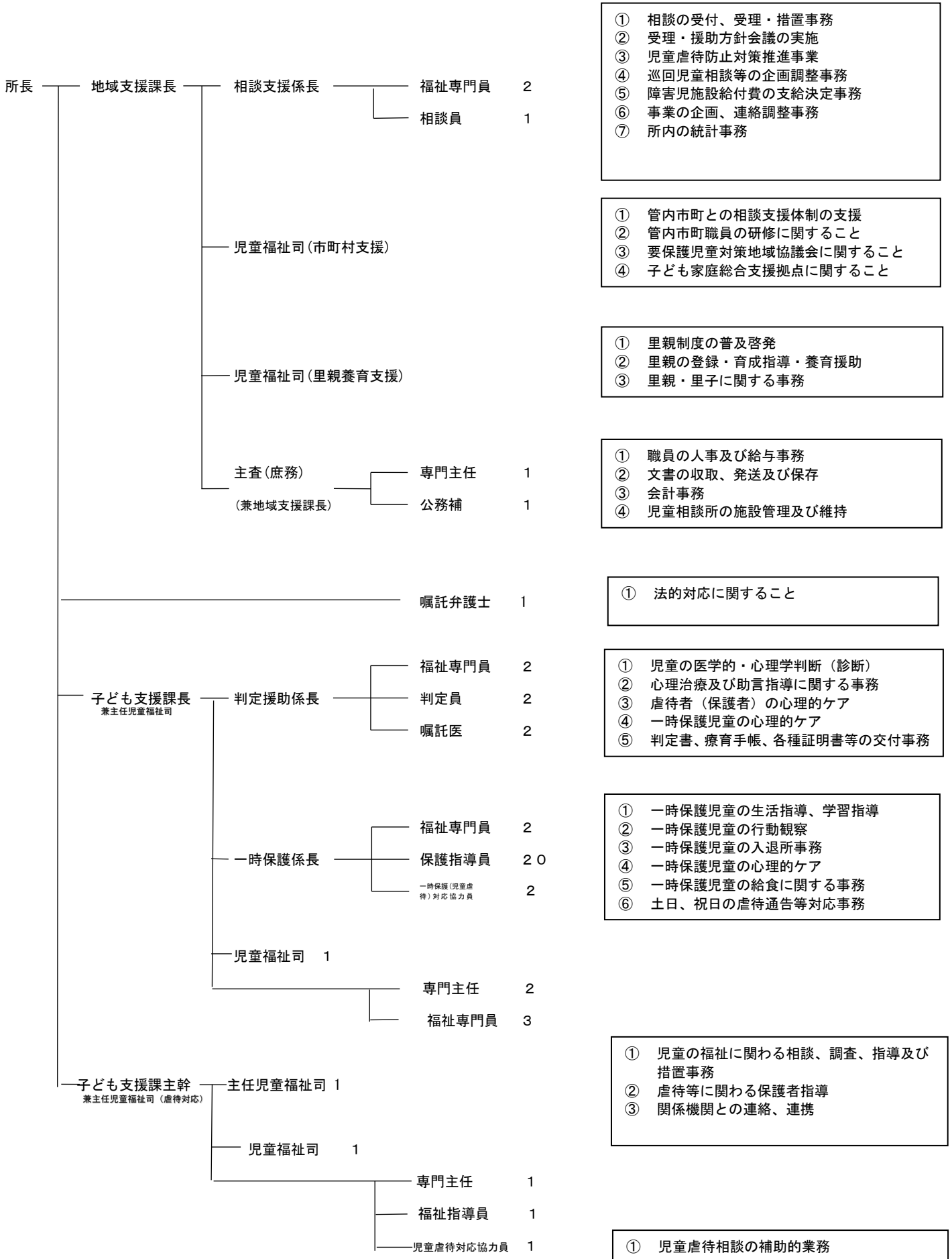
【既存棟】

構造 ブロック造陸屋根平屋建て
建物延べ面積 580.86㎡

【増築棟】

構造 鉄筋コンクリート造平屋建て
建物延べ面積 463.80㎡
一時保護所入所定員 20名
全体敷地面積 2,851.21㎡

3 組織・機構及び業務分担 令和4年3月31日現在



4 地域の現況

市町村名	人口総数	児童人口（18歳未満）	児童人口比率（%）	児童家庭支援センター	児童福祉施設	児童養護施設		知的障害児施設	認定こども園	保育所（認定こども園を除く）	認可外保育施設	子育て支援センター	幼稚園（認定こども園を除く）	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校（養護学校）	特別支援学校（高等養護学校）	児童館・児童センター	
夕張市	6,959	472	6.8%	1				1	2	1	1			1	1	1			1	
岩見沢市	77,512	9,425	12.2%	1	1	1		3	16	5	5	5	14	9	4			1	12	
美唄市	19,807	1,835	9.3%		1		1	1	3	3	1	2	2	2	2		1		1	
芦別市	12,231	1,835	15.0%					1	2	1	1		2	2	2				1	
赤平市	9,253	745	8.1%						2	2	1	1	1	1						2
三笠市	7,876	842	10.7%					1	1		1		2	2	1					1
滝川市	38,390	4,707	12.3%						5		2	2	6	3	3					11
砂川市	16,011	1,767	11.0%						3	2	1	1	5	2	1					
歌志内市	2,857	177	6.2%					1					1	1						2
深川市	19,270	1,971	10.2%					3	6		1	2	6	2	2					1
市計	210,166	23,776	11.3%	2	2	1	1	11	40	14	14	13	40	25	16		1	2	31	
南幌町	7,366	862	11.7%					1			1		1	1	1	1	1			
奈井江町	5,019	527	10.5%					1			1		1	1	1					2
上砂川町	2,660	238	8.9%					1					1	1						1
由仁町	4,846	513	10.6%					1	1		1		1	1						
長沼町	10,281	1,212	11.8%						2		1	1	1	1	1					1
栗山町	11,157	1,286	11.5%					2	2		1		3	1	1					1
月形町	2,913	247	8.5%					1			1		1	1	1					1
浦臼町	1,676	207	12.4%					1		1	1		1	1						
新十津川町	6,462	890	13.8%						1	1	1	1	1	1	1					1
妹背牛町	2,734	253	9.3%					1			1		1	1						
秩父別町	2,312	259	11.2%					1			1		1	1						
雨竜町	2,210	235	10.6%							1			1	1					1	
北竜町	1,737	199	11.5%							1	1		1	1						
沼田町	2,919	316	10.8%					1			1		1	1						
町村計	64,292	7,244	11.3%	0	0	0	0	11	6	4	12	2	16	14	6		1	1	7	
管外																				
合計	274,458	31,020	11.3%	2	2	1	1	22	46	18	26	15	56	39	22		2	3	38	

人口総数及び児童人口（18歳未満）は、令和4年3月末日住民基本台帳による。

保育所、学校、施設等の数は、令和4年4月1日現在。

児童館・幼稚園については、休止施設除く。

Ⅱ 児童相談所の業務

1 業務内容

児童相談所は、児童福祉法（以下「法」という。第12条に基づき設置されている児童に関するあらゆる相談に応ずる児童福祉の専門的行政機関です。児童相談所は、法により「児童相談所の業務」、「児童相談所長のとるべき措置」及び「都道府県のとるべき措置」（知事から児童相談所長に権限委任）が規定されており、次のような業務を行っています。

(1) 相談業務

「児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること」（法第11条第1項第2号ロ）とされており、原則として18歳未満の児童に関するおよそすべての問題が相談の対象となっています。

(2) 調査・診断・判定業務

「児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと」（法第11条第1項第2号ハ）とされており、受け付けたケースについて、児童とその家庭の状況を理解し、その児童や家庭に対してどのような援助が適切で必要かを判断するための社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等を行います。そして、これらをもとに総合的に判断し、援助方針を作成します。

(3) 援助業務

前記(2)の援助方針に基づいて児童、保護者、関係者に対して指導、措置等具体的援助を行います。

① 助言指導・継続指導（法第11条第1項第2号ニ）

助言指導は、1回ないし数回の助言、指示、説得などにより問題が解決すると考えられる指導です。継続指導は、複雑困難な問題を抱える児童保護者に対して児童相談所への通所や児童相談所職員の訪問により、継続的なカウンセリングや指導を行うものです。

② 児童福祉司指導措置（法第26条第1項2号・法第27条第1項第2号）

複雑困難な家庭環境にある児童など、処遇に専門的知識、技術を要するケースに対して、児童福祉司が中心となって行う措置で、必要に応じて心理判定員や医師などが参加することもあります。

③ 児童委員指導措置（法第26条第1項第2号・法第27条第1項第2号）

問題が家庭環境にあり、児童委員による家庭関係の調整や経済的援助等により解決すると考えられるケースに対して行う場合があります。

④ 里親委託・児童福祉施設入所措置（法第27条第1項第3号）

前記の指導や措置では問題の解決が困難な場合に、里親委託や、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設等の児童福祉施設への入所措置がとられます。（障害児施設についても、入所措置がとられる場合があります。）

⑤ 障害児施設支援（法第24条の2～第24条の23）

知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害児施設の入所については、原則として利用契約制度であり、本人又は保護者が施設利用を希望した場合に、申請に基づき児童相談所は施設利用の適否を判断します。（児童相談所が適当と認めた場合、本人又は保護者と入所希望施設との間で契約を結びサービス提供を受けます。）

(4) 一時保護

次のような場合に「児童の一時保護を行うこと」（法第11条第1項第2号ホ、第33条）になります。

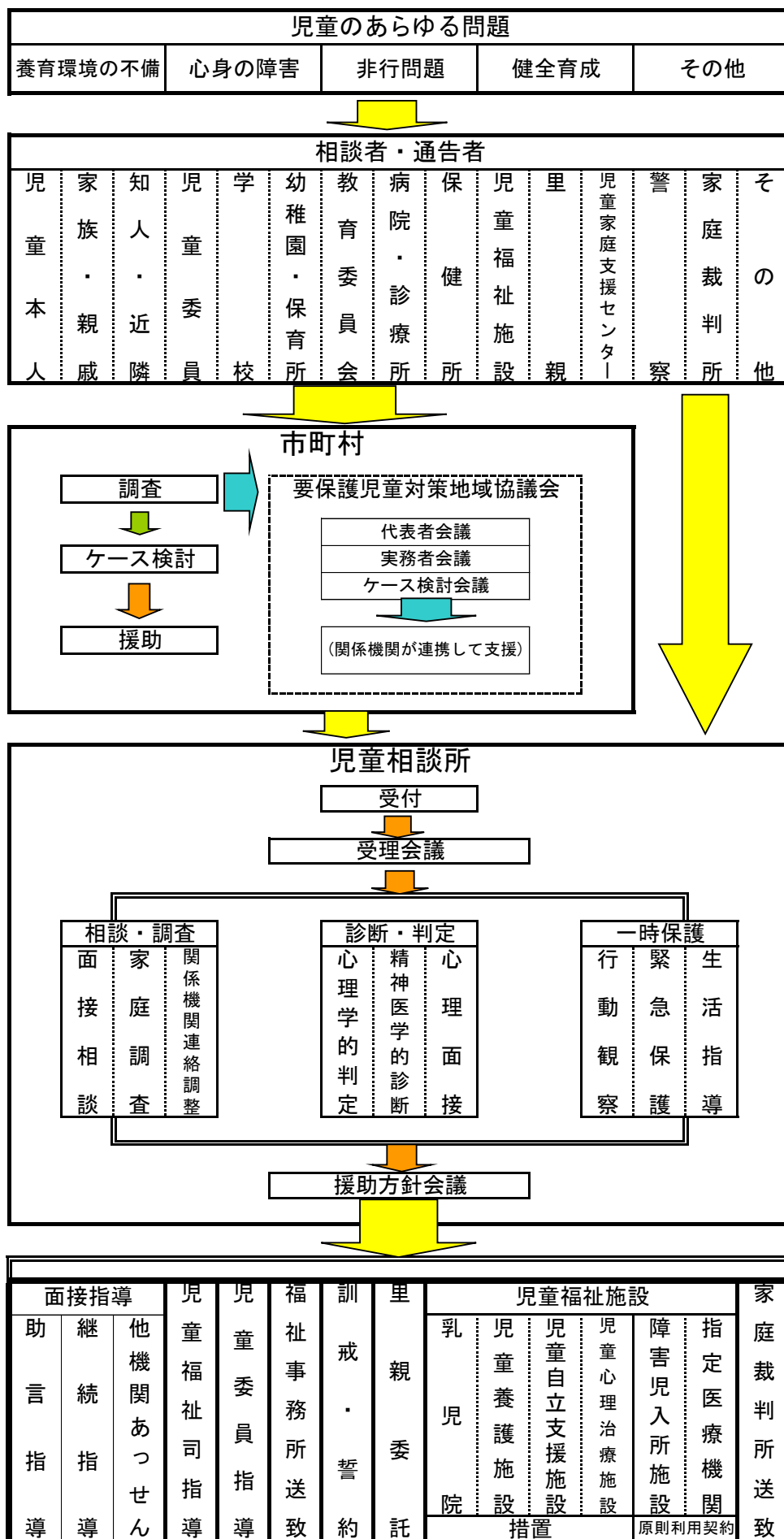
① 迷子や家出、被虐待など、保護者がいないか保護者がいてもその保護に委ねることが不適当な場合の緊急一時保護

② 性格や行動を把握し援助指針を決定するため、行動観察や生活指導を行うための一時保護

③ 施設入所等が困難で短期間の心理療法・カウンセリング・生活指導等が有効な場合の短期一時保護

なお、市町村は、法第10条第1項第3号により「児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと」が規定されており、第一義的な相談窓口として必要な対応を行います。

2 業務の流れ



3 相談の種別と内容

児童相談所は、18歳未満のすべての児童が、その個性に応じて健やかに成長するため、あらゆる相談に応じており、相談内容を次のように区分しています。

相談種別		内容
養護相談		父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児に関する相談
		棄児、迷子、被虐待児、被放任児等環境的問題を有する児童に関する相談
		養子縁組に関する相談
保健相談		未熟児、虚弱児、肥満、小児喘息などに関する相談
障害相 談	肢体不自由相談	身体の不自由な児童や運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	目や耳の不自由な児童に関する相談
	言語発達障害等相談	ことばの発達の遅れなどの心配に関する相談
	重症心身障害相談	重度の知的障害と肢体不自由をあわせもつ児童（者）に関する相談
	知的障害相談	知的障害のある児童に関する相談
	発達障害相談	自閉症状、学習障害、注意欠陥多動症等のある児童に関する相談
非行相 談	ぐ犯行為等相談	家出、深夜徘徊、性的問題などに関する相談
	触法行為等相談	盗み、恐喝などの法律に触れる行為があり、警察から通告があった児童に関する相談
育成相 談	性格行動相談	内気、緘黙、反抗、家庭内暴力などの性格行動に関する相談
	不登校相談	学校に行けない、行きたがらないなどの不登校に関する相談
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振などに関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊びなどに関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談